

岩手県告示第341号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
遠野市	当該市町村で定める場所	平成23年7月4日（午後）から同月8日（午前）まで
八幡平市	〃	平成23年7月19日から同月22日まで
岩手町	〃	平成23年7月25日及び同月26日
滝沢村	〃	平成23年7月27日及び同月28日
岩泉町	〃	平成23年8月1日（午後）から同月3日（午前）まで
洋野町	〃	平成23年8月8日（午後）から同月10日まで
軽米町	〃	平成23年8月11日
二戸市	〃	平成23年8月22日（午後）から同月25日まで
久慈市	〃	平成23年8月29日（午後）から同年9月2日（午前）まで
九戸村	〃	平成23年9月5日（午後）及び同月6日（午前）
葛巻町	〃	平成23年9月6日（午後）及び同月7日
雫石町	〃	平成23年9月26日
矢巾町	〃	平成23年9月27日
紫波町	〃	平成23年9月28日及び同月29日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人計量計測技術センター